

商品概要説明書

シニア応援定期積金 「パワフルシニア！！」

(令和 年 月 日現在)

1. 商品名	・シニア応援定期積金 「愛称：パワフルシニア！！」
2. 募集期間	・令和8年3月2日（月）～令和9年2月26日（金）
3. 販売対象	・個人のみ ・60歳以上で当JAで既に各種年金を受給の方、または当JAの口座を受給口座として新規にご指定いただける方
4. 期間	・1年以上5年以下（ボーナス掛けの併用可）
5. 払込方法 （1）払込方法	・口座振替 ・契約期間内で1か月または2か月の掛け間隔で掛け金を分割払込（払込は定額式） ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 なお、令和3年10月1日以降の新規契約分から約定掛け日に掛け金が振替元の残高超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛け金の単位で掛け込みを行います。
（2）払込金額 （3）払込単位	・1回あたり10,000円以上50,000円以下※ただし、掛け総額12万円以上300万円以下 ・1,000円単位
6. 払戻方法	・約定の回数の掛け金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
7. 給付補填金 （1）適用利回り	・預入時の約定利回りを満期日まで適用します。 ※金利情勢に大幅な変化があった場合、金利の見直し、または、お取扱いを中止することがあります。
（2）支払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
（3）計算方法	・計算単位を1円として契約期間における掛け金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。
（4）税金	・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
（5）金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要支払、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または統合リスク管理室（電話：0120-43-4401）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 ・紛争解決措置 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合統合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。 <p style="text-align: right;">神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・全額前納積立のお取扱いはいたしかねます。 ・本商品の契約期間中は継続して当JAで年金をお受取りいただくことが条件となります。契約期間中に本条件が満たされない場合は、証書記載の利率に関わらず、契約日時点の定期積金の約定利回りを契約日に遡って適用する場合があります。

※詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAさがみ